

くまもとの米魅力発信・競争力強化支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 くまもとの米魅力発信・競争力強化支援事業費補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号、以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 人口減少による米の消費低減により米の産地間競争が激化する中で、熊本県産米の安定した需要を確保し、経営の安定化を図るため、熊本県産米のリーディング品種「くまさんの輝き」を中心に、消費者や実需者が求める生産・産地情報を積極的に発信し、大消費地への“くまもと産”の浸透・定着及び他産地との競争に対抗できる生産・流通体制の強化を図るとともに県内の低年齢層や指導者等に対する農業理解活動の推進等生産から消費までの総合的な対策を実施する。また、主食用米以外にも、需要の高い新規需要米へ転換を進める産地での一層の収量増加を図るとともに、需要拡大を推進することで、生産物を安定供給できる産地の定着を進める。

(交付の要件)

第3条 くまもとの米魅力発信・競争力強化支援事業（以下、「本事業」という。）の補助対象経費は、要項別表のとおりとする。

(事業実施の手続等)

第4条 事業実施の手続等は、事業区分ごとに別記1～3に定めるところとする。

(事業の推進)

第5条 本事業の実施に当たっては、初期の目的を達成するため、行政、農業団体等の関係機関は相互の連携に努め、事業の円滑な推進を図るものとする。

(財産処分の制限)

第6条 要項第17条第1項の本事業で取得した財産処分の制限期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に定める期間を準用する。

2 要項第17条第2項に規定する県納付額は、以下のとおりとする。

(1) 有償譲渡又は有償貸付けに係る県納付額は、処分制限財産に係る補助金額を上限として、譲渡又は貸付額（ただし、当該譲渡額又は貸付額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額）に補助率（補助金交付額が事業額に占める割合その他の適切な比率。以下に同じ。）を乗じて得た額とする。

(2) 転用、無償譲渡、無償貸付け、交換、取壊し又は廃棄の場合の県納付額は、残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い金額とする。

(3) 担保に関する処分における担保権実行時の県納付額は、第6条第2項第1号における有償譲渡の場合と同じ額とする。

(証拠書類の保管)

第7条 規則第23条に規定する別に定める期間は、要項第18条の規定に関わらず、年度経過後5年間又は、財産処分の制限期間のいずれか長い期間とする。

(調査・指導)

第8条 県は必要に応じて、事業主体等に対し、事業の実施状況及び経理内容等について報告を

求めることができるものとする。また、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出を求め、現地調査等を実施することができるものとする。この際、事業主体等は、県の求めに応じ調査等に協力するものとする。

(その他)

第9条 本事業の実施に必要な事項については、規則、要項及びこの要領に定めるもののほか、必要に応じて別途定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年5月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、令和6年（2024年）8月1日に一部改正する。
- 3 この要領は、令和7年（2025年）5月1日に一部改正する。

別記1 くまもとの米対策

1 交付基準

<事業実施主体>

くまもと売れる米づくり推進本部及び地域本部

<該当する事業内容>

県産米に係る、生産・販売戦略策定、幅広い価格帯に対応した産地づくり、主要消費地への生産・産地情報の発信、食育・消費拡大対策。

(1) 生産・販売戦略の策定

- ①生産・販売戦略の策定会議の開催（県本部）、推進会議の開催（地域本部）
- ②流通販売情報の収集（県本部）

(2) 幅広い価格帯に対応した産地づくり

- ①産地連絡会議の開催（県本部）
- ②地域担い手部会の運営（地域本部）
- ③新品種・新技術の導入対策（地域本部）
- ④地域ブランド米・低コスト米等の推進（地域本部）
- ⑤安全安心な米づくりの推進（県本部）

(3) 主要消費地への生産・産地情報の発信

- ①産地情報の発信（県本部）
- ②県産米認知度向上のためのPR（県本部）
- ③新品種等の販売促進（県本部）
- ④地域ブランドの販売促進（地域本部）

(4) 食育、消費拡大対策

- ①食育、「くまもごはんの日」の推進等による消費拡大（県本部）
- ②食育、地産地消の推進による地域産米の消費拡大（地域本部）

以上の活動に対し、予算の範囲内で事業費の2分の1以内を助成する。

2 対象経費

対象となる経費は下表のとおりとする。

区 分	内 容
1 報償費、謝金	生産者、実需者等の日当、講師謝礼等
2 需用費	消耗品費、印刷製本費、調査資材費、調査機器費、食味試験用サンプル米買上、お茶代、コピー代等
3 役務費	通信運搬費、手数料、品質・食味分析費等
4 旅費	推進・販促・PR活動に必要な旅費
5 使用料及び賃借料	会場使用料、バス借上料、機械・施設・器具等の賃借料等
6 委託料	技術実証、試食販売やアンケート、販促資材作成、動画作成、イベント開催等のPR活動に係る委託料等

2 実施手続

(1) 事業実施計画の承認申請及び変更承認申請

要項第3条の事業実施計画書及び要項第5条第1項の事業実施変更計画書の様式は、別記第1号様式から別記第2号様式を準用するものとする。

(2) 補助金の交付申請及び変更交付申請

要項第6条第2項第1号の事業計画書及び要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、別記第1号様式から別記第2号様式を準用するものとする。

(3) 実績報告

要項第13条第2項第1号の事業実績書の様式は、別記第1号様式から別記第2号様式を準用するものとする。

別記2 くまさんの輝き拡大推進支援

1 交付基準

<事業実施主体>

くまもと売れる米づくり推進本部、農業協同組合等

<該当する事業内容>

事業実施主体が行う「くまさんの輝き」の生産、販売促進、PR活動に係る下記の取組み。

(1) 生産支援

- ①産地育成のための推進活動（連絡調整会議、説明会等の開催、展示ほ設置、検討会、先進地視察研修等の開催）
- ②産地育成のための集出荷体制づくり（連絡調整会議や説明会等の開催、検査機器等の新規導入）
- ③極良食味生産技術向上対策（展示ほ設置、研修会、現地検討会、先進地視察研修等の開催）

(2) 販促支援

事業実施主体が行う県内外での販路拡大のための販促資材作成や販促活動等

(3) PR支援

事業実施主体が行う認知度向上のためのPR活動等

以上の活動に対し、予算の範囲内で事業費の2分の1以内を助成する。

2 対象経費

対象となる経費は項目ごとに下表のとおりとする。

(1) 生産支援

区 分	内 容
1 報償費、謝金	生産者、実需者等の日当、講師謝礼等
2 需用費	消耗品費、印刷製本費、調査資材費、調査機器費、食味試験用サンプル米買上、お茶代、コピー代等
3 役務費	通信運搬費、品質、食味分析費等
4 旅費	推進活動に必要な旅費
5 使用料及び賃借料	会場使用料、バス借上料、機械・施設・器具等の賃借料等
6 委託料	技術実証に係る委託料等
7 備品購入費	集出荷体制づくりに必要な検査機器等の備品購入費

注 検査機器等の備品整備については、下記要件をすべて満たすものを対象とする

ア 受益農家及び事業参加者は、3戸以上とし、「熊本県推奨うまい米基準」に取り組む。

イ 新品、新設によるものを基本とする。

ただし、事業推進上不都合のない耐用年数が確保できる場合は、既存施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、中古品等の利用等も可能とする。

ウ 利用計画に対し適切な能力及び規模を有するものとする。

(2) 販促支援

区 分	内 容
1 報償費、謝金	生産者、実需者等の日当、講師謝礼等
2 需用費	消耗品費、印刷製本費、資材費、サンプル米買上代、お茶代等
3 役務費	通信運搬費、手数料、品質・食味分析費等
4 旅費	販促活動に必要な旅費
5 使用料及び賃借料	会場使用料、バス借上料、機械・器具等の賃借料等
6 委託料	試食販売やアンケート、販促資材作成に係る委託料等

(3) PR支援

区 分	内 容
1 報償費、謝金	生産者、実需者等の日当、講師謝礼等
2 需用費	消耗品費、印刷製本費、資材費、サンプル米買上代、お茶代等
3 役務費	通信運搬費、手数料、品質・食味分析費等
4 旅費	PR活動に必要な旅費
5 使用料及び賃借料	会場使用料、バス借上料、機械・器具等の賃借料等
6 委託料	動画作成、イベント開催等のPR活動に係る委託料等

3 実施手続

(1) 事業実施計画の承認申請及び変更承認申請

要項第3条の事業実施計画書及び要項第5条第1項の事業実施変更計画書の様式は、別記第3号様式を準用するものとする。

(2) 補助金の交付申請及び変更交付申請

要項第6条第2項第1号の事業計画書及び要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、別記第3号様式を準用するものとする。

(3) 実績報告

要項第13条第2項第1号の事業実績書の様式は、別記第3号様式を準用するものとする。

別記3 新規需要米生産・需要拡大支援

1 交付基準

(1) 生産拡大支援

1) 熊本県経済農業協同組合連合会が実施主体となる場合

<該当する事業内容>

新規需要米の生産流通体制の整備、需給調整、増収対策及び作付推進のために行う以下の事業。

- ①会議等の開催（連絡調整会議等）
- ②講習会、研修会、意見交換会等の実施
- ③多収栽培、病虫害防除対策の取組
- ④その他 団体指導・調整及び推進活動

以上の活動に対し、予算の範囲内で定額を交付する。

2) 農業協同組合が実施主体となる場合

<該当する事業内容>

新規需要米の生産者に対する技術指導、情報提供、連絡調整、増収対策及び作付推進のために行う以下の事業。

- ①会議等の開催（集落内作付検討会、連絡調整会議等）
- ②講習会、研修会、意見交換会等の実施
- ③多収栽培、病虫害防除対策の取組
- ④その他 栽培管理指導・調査及び推進活動

以上の活動に対し、予算の範囲内で定額を交付する。

(2) 需要拡大支援

<事業者の要件>

米穀の新用途にするための微細米粉の製造を行っていること。

<該当する事業内容>

①米粉商品の開発及び改良

米粉商品の開発や改良に必要な試作、検討

②米粉商品の販売促進活動

マーケティング活動、広告・PR等

③米粉の需要・販路拡大推進活動

食品製造事業者（製パン工場など）に対する米粉利用促進活動（技術研修、情報発信、コンサルタント業務、専用商品開発・PR、展示会（出展含む）等）の実施

以上の活動に対し、予算の範囲内で事業費の1/2以内を助成する。

2 対象経費

(1) 生産拡大支援

対象となる経費は下表のとおりとする。

区 分	内 容
1 報償費、謝金	講師謝礼、生産者、実需者等日当等
2 需用費	消耗品費、印刷製本費、コピー代、調査・実証等資材費、調査器具費等
3 役務費	通信運搬費、手数料、品質等分析費等
4 旅費	指導・推進等に必要な旅費
5 使用料及び賃借料	会場借上げ料、事業用機械器具の借料等
6 委託費	試験研究委託等

(2) 需要拡大支援

対象となる経費は下表のとおりとする。

区 分	内 容
1 報償費、謝金	技術指導者等の謝金等
2 需用費	消耗品費、印刷製本費、コピー代等
3 食糧費	試作、検討、試食用食材費
4 役務費	通信運搬費、手数料等
5 旅費	技術指導者の派遣、新商品開発、PR等に必要な旅費
6 使用料及び賃借料	器材レンタル料、会場借上料等
7 委託費	広告費、PR資材作成等

3 実施手続

(1) 事業実施計画の承認申請及び変更申請

要項第3条の事業実施計画書及び要項第5条第1項の事業実施変更計画書は、別記第4号～5号様式を準用するものとする。

(2) 補助金の交付申請及び変更交付申請

要項第6条第2項第1号の事業計画書及び要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、別記第4号～5号様式を準用するものとする。

(3) 実績報告

要項第13条第2項第1号の事業実績書は、別記第4号～5号様式を準用するものとする。